

資料 3 1

人権擁護委員男女共同参画問題研修の概要（法務省）

男女共同参画社会基本法の施行に伴う人権擁護機関の取組の一環として、平成12年度から、各法務局単位で2日間実施している。

内容は、男女共同参画問題に造詣の深い外部講師などによる講演や、男女共同参画に関係する人権相談事務、人権侵犯事件処理事務、啓発活動などについて講義式や演習式の方法での研修である。

人権擁護委員男女共同参画問題研修科目表

科 目	単 位	内 容
講話	0.5	
人権擁護行政の現下の課題	2	
講演（1）	1.5	男女共同参画社会基本法
講演（2）	2	
人権相談事務	1.5	特に男女共同参画関係
人権侵犯事件処理事務	1.5	〃
啓発活動	1.5	〃
ケース研究	1.5	〃
打合せ会・座談会	1	
開・閉講式	1	
計	14	

(注) 1単位は1時間